

制度派環境経済学者としてのリチャード・イーリー

野田 浩 二

はじめに

本稿が注目するリチャード・イーリー (Richard T. Ely/1854-1943) は制度派経済学のひとりとして位置づけられ、アメリカ経済学会創始者のひとりとして名高い¹⁾。彼は第6代アメリカ経済学会会長を務めた。一般的に、制度派経済学の創始者は通常、ソースティン・ヴェブレン (Thorstein Veblen/1857-1929)、ジョン・コモنز (John R. Commons/1862-1945)、ウェズリー・ミッチェル (Wesley C. Mitchell/1874-1948) の3人とされるが、彼らよりも年上のイーリーも制度派経済学の創成に大きな影響を与えてきた²⁾。

なぜなら、ドイツに留学していたイーリーはアメリカにドイツ歴史学派を持ち込んだだけでなく、ドイツ歴史学派と制度派経済学の架け橋になっており (Rutherford, 2000a, pp. 302-303)、経済学が法律や判例を分析することの重要性にいち早く気がついた人物でもあったからだ。この点は後にコモنزに受け継がれただけでなく (実際、コモنزはイーリーの弟子であった)、ロナルド・コース (Ronald Coase/1910-2013) で注目されるようになった法と経済学の創成期の理論としても位置づけられる (Mercuro and Medema, 1997, p. 101)。さらに彼は、資源経済学やそこから派生した土地 (都市) 経済学者としても活躍した (Woodbury, 1949; Smith, 1982; Weiss, 1989, 2000)。

イーリーの関心と実践は多方面に及んでいた。それにもかかわらず、彼の思想や理論はあまり知られていない。管見の限り、イーリーの思想や理論を体系的に研究したのは、学説史からの Rader (1966) の研究だけであろう。こういった状況のなかで、あえて本稿がイーリーに注目する理由は、彼の研究が現在の環境経済学、とくに「制度派環境経済学」 (Environmental Institutional Economics) の先駆者として位置づけられるからである。ここでの制度派環境経済学とは制度派経済学と環境経済学との統合を目指す学問であり、とくに権利構造から環境問題や環境政策を分析するアプローチを指す。制度派経済学の創始者のひとりのジョン・コモنزや社会的費用論を提唱したウィリアム・カップ (K. William Kapp/1910-1976)、*The Costs of Economic Growth* (『経済成長の代価』) の著者のエズラ・ミシャン (Ezra J. Mishan/1917-)、ジョン・コモنزの業績を現代の視点から再評価したダニエル・ブロムリー (Daniel W. Bromley/1940-) などが代表的論者として位置づけられる³⁾ (野田, 2011, 第1章)。

制度派環境経済学者としてのリチャード・イーリー

この論者のひとりとしてイーリーを位置づけ、彼の業績を再評価したいのである。イーリーは所有権自体を分析しただけでなく (Ely, 1914), 権利構造に注目しながら土地や資源問題を分析した (Ely et al., 1917; Ely and Wehrwein, 1940 [1964])。この点で重要な先行研究が、ジョン・コモンズ、コモンズが援用した法学者のウェスリー・ホーフエルド (Wesley N. Hohfeld/1879-1918), そしてイーリーそれぞれの所有権観を比較した Alexander (1997) である。京都議定書で定められた排出権取引のように空気を権利化しそれを売買するという現実をみたとき、所有権 (property rights) に注目し、それを資源問題や土地問題に応用しようとしたイーリーの思想や理論が、現代環境問題や経済学に大きな示唆を与えられようと考えられる。

そこでまず、彼の人生を簡単に振り返る。第2節では、イーリーにおける所有権の定義やその分析枠組みについてまとめる。第3節では、制度派環境経済学の他の論者とイーリーを比較し、彼の到達点と課題を明らかにする。

1. リチャード・イーリーの生涯

彼の生涯については、自身の自著伝 (Ely, 1938) やテイラーの追悼論文 (Taylor, 1944), イーリーの思想や理論を体系的に研究した Rader (1966), また小原 (1950) などから、多くのことがすでに明らかにされている。本節では、これらの既存研究に負いながら、彼の生涯を簡単にまとめたい。

表1はイーリーの生涯を簡単にまとめたものである。土木技師の父親と美術教師の母親から、イーリーは1854年に生を受けた。両親は敬虔なクリスチャンであったことが、イーリーの倫理を重視した経済思想に深く影響を与えたといわれる (Taylor, 1944, p. 132)。

1876年にコロンビア大学を卒業後、ドイツに留学した。とくにハイデルベルグ大学に移った後、カール・クニース (Karl Knies) からドイツ歴史学派としての経済学を学ぶことになり、1879年にハイデルベルグ大学から博士号を取得した。イーリーはクニースを自らの師として感謝した (Taylor, 1944, p. 132; Rader, 1966, p. 13)。

イーリーは1881年に、ジョンズ・ホプキンス大学から政治経済学の准教授として招聘されることになった⁴⁾。このころ、アメリカ経済学会の設立といったアメリカ経済学での大きな地殻変動が生じた⁵⁾。この地殻変動を先導したのがイーリーであったのである。一言でいえば、自由放任主義を信奉するイギリス経済学を「否定」し、ドイツ歴史学派などの「新しい経済学」の旗揚げであった。もっとも、イーリーが期待したほどの地殻変動は生じなかったといわれる。実際、アメリカ経済学会が設立され後にイーリーは学会長を務めたが、イーリーの主義や思想は学会の多数派を形成しなかった。というのも高は、イーリーの社会改良主義的思想が社会主義に結びつくことを恐れたからだと指摘する (小原, 1950; 高, 2004)。

さらに、彼の社会改良主義的思想が保守派 (『ネイション』誌) から攻撃される事件が起こ

表1 リチャード・イーリーの生涯

年	事 項
1854年	ニューヨーク州で誕生
1873年	コロンビア大学入学（2年生として）
1876年	コロンビア大学卒業
1877年-1880年	ドイツ留学
1879年	ハイデルベルグ大学から博士号取得
1881年-1892年	ジョンズ・ホプキンス大学
1885年	アメリカ経済学会設立
1885年-1892年	アメリカ経済学会事務局長
1892年-1925年	ウィスコンシン大学
1900年-1901年	アメリカ経済学会会長
1911年-1913年	渡欧
1920年	ウィスコンシン大学で the Institute for Research in Land Economics and Public Utilities を設立
1925年-1933年	ノース・ウェスタン大学
1925年	the Institute for Research in Land Economics and Public Utilities をノース・ウェスタン大学に移す
1943年	永眠

出所：Ely (1938), Taylor (1944), Woodbury (1949), 小原 (1950), Rader (1966) から筆者作成

った。*The Labor Movement in America* (1886) のなかで労働運動が社会改良につながると主張したことが保守派からの反感を招き、彼を無政府主義者や社会主義者とよび大学からの放逐を要求したのである。このイーリーへの反対運動がジョンズ・ホプキンス大学からウィスコンシン大学への移籍につながったひとつの契機とされる。さらに移籍後の1894年にも、『ネイション』誌上で再びイーリーは攻撃された。ウィスコンシン大学はイーリーの思想を調査することになったが、結局イーリーが勝利した。その際、学問の自由を擁護した「ウィスコンシンの大憲章」が宣言されたのである（小原, 1950, 95-100頁；Rader, 1966, pp. 136-152）。

1900年から1901年の2年間、イーリーはアメリカ経済学会会長を務めた。そして1911年から1913年にかけて、再びドイツを含む欧州に渡った。この欧州への渡航において、イーリー自身がもっとも重要な業績とよぶ *Property and Contract in Their Relations to the Distribution of Wealth, Vol. 1, 2* (1914) を完成することができたと振り返った（Ely, 1938, pp. 269-270）。

急速に進展する都市化の諸問題に対応するために、イーリーは1925年、ウィスコンシン大学内に the Institute for Research in Land Economics and Public Utilities（以下、研究所）を設立させた⁶⁾。これは、住宅関連産業や政府機関を巻き込んだ産学官連携を試行したものであった。イーリーのノース・ウェスタン大学への移籍に伴い、この研究所も1925年以降、ノー

制度派環境経済学者としてのリチャード・イーリー

ス・ウェスタン大学に移された。イーリーと研究所の都市問題研究の成果は、フーバー大統領の *The President's Conference on Home Building and Home Ownership* に利用されるまでになった (Weiss, 1988, 2000)。イーリーは 1933 年までノース・ウェスタン大学に勤め、1943 年永眠した。

以上のように、イーリーの生涯をごく簡単にまとめた。彼は多分野を研究しその業績も多い。その研究思想を簡単にまとめることはできないが、テイラーが指摘したイーリーの基本姿勢を引用したい。テイラーいわく、「彼 [イーリー：引用者注] は制度のみに自身の信念を置いたのではなかった。もし人間関係がもっと改善されれば、人間個人や集団の倫理上の質や倫理的態度は変わるに違いない、と彼は知っていた」 (Taylor, 1944, p. 135)。さらに、「税金や農業、急速な都市化、公益企業体、労働、資本と土地に関連した諸問題を解決するために、経済学は人間の努力の研究から生じるべきだと、イーリーは常に感じていた。制度が経済活動を条件付け、修正し、管理するという視点から、彼は経済学に取りかかった。彼は、人々の生活の変化に応じて社会的経済的制度を調整することが経済改革の大半であると信じていた」 (Taylor, 1944, pp. 135-136)。

次節では *Property and Contract in Their Relations to the Distribution of Wealth, Vol. 1, 2* を中心に、彼がなぜ所有権を重視したのか、彼はそれらをどのように経済学に持ち込もうとしたのかを取り上げる⁷⁾。

2. イーリーによる所有権への注目と理論構築への試み

2.1 所有権の定義

イーリーはどのように property rights (所有権) を定義したのであろうか。その特徴は、以下のようにまとめることができる。第 1 に、財産あるいは所有 (property)⁸⁾ とはモノやサービスそれ自体ではないとした点にある。財産は価値 (value) と占有可能性 (appropriability) を有している。価値がなければそのモノを利用し続けることはないだろうし、そのモノを占有し他者を排除できなければ社会的に不安定になってしまう。だからイーリーは財産あるいは所有の対象を広く捉えようとしただけでなく、その本質を価値と占有可能性として見出そうとした (Ely, 1914, p. 132)。さらにそうすることで、イーリーは所有を次のように定式化した。「所有 (property) とは排他的権利である。厳密にいえば、所有はモノではなく、モノを覆う権利のことである」とみなした点にある (Ely, 1914, p. 108)。

第 2 に、所有権を権利の束 (bundle of rights) とみなしたことである⁹⁾ (Ely, 1914, pp. 59-60; Ely and Wehrwein, 1940 [1964], p. 76)。第 3 に、所有権の本質はモノと権利保有者との関係性だけでなく、権利保有者と他者との関係性ともみなしたことである (Ely, 1914, p. 96; Ely and Wehrwein, 1940 [1964], pp. 75-76)。これは必然的に、所有権は政府からの保護があ

表 2 イーリーの財と所有の区別

	法律保護対象のモノ	非法律保護対象のモノ
自由財	潜在的所有 (potential property)	潜在的非所有 (not potential property)
経済財	所有 (property)	非所有 (not property)

出所：Ely (1914), pp. 94-117 から筆者作成

ってはじめて成立するとみなすことを求めた。いわく、「もしあなたが保有 (possession) しかしていなければ、あなたがその場所を離れてしまえば、他者がそこに来てその人が保有することになる。もしあなたが所有していれば、たとえあなたがその場にいらなくても、第三者あるいは政府が他者を締め出す」(Ely, 1914, p. 133)。第 4 に、所有権 (とくに私的所有権) の絶対性を否定した (Ely, 1914, pp. 135-137)。最後に、富の分配は所有権 (とくに私的所有権) のあり方に依存するからこそ、経済学は所有権を分析しなければならないとした¹⁰⁾ (Ely, 1914, p. 79)。

そのうえでイーリーは、経済学上のモノと法学上のモノとの相違を指摘しつつ、両者の統合を目指した。この点を、Ely (1914, pp. 94-117) にしたがって説明しよう。まず経済学上のモノは、自由財 (free goods) と経済財 (economic goods) に区別された。自由財とは経済的価値のないモノであるのに対し、経済財は経済的価値のあるモノである。法学上のモノは、その対象が法律上の保護対象か否かで区別される。そうすると表 2 のように、経済的な区別と法律上の区別でモノは、4 つのうちのどこかに位置づけられる。

第 1 に、自由財かつ法律保護対象のモノは潜在的所有 (potential property) とされる。この意味は、法律上 (名目上) は法律保護対象とされるが実際には自由財のため、所有者はモノを管理しないだろうということで「潜在的」とされている。第 2 に、自由財でかつ非法律保護対象としてのモノは、経済的価値もなく法律上も保護されないで誰がどのようにそのモノを利用しても良い¹¹⁾。第 3 に、経済財かつ非法律保護対象のモノは、法律上の制約は課せられていないが経済的価値を持つような財であり、それを非所有とよんだ。第 4 に、経済財かつ法律保護の対象のモノだけが、狭義の意味の所有とされた。イーリーいわく、「われわれが所有によって意味するところは、経済財の管理 (control) のための排他的権利である」(Ely, 1914, p. 101)。つまり権利保有者がモノを「管理」するとき、何かしらの費用を負担する。費用負担は経済的価値の傍証であり、そういったモノは経済財である。他方、管理するということは他者の排除を要する以上、何かしらの法的保護を求める。それは、法学上の法的保護対象としてのモノとなる。それゆえ、経済財かつ法律保護の対象のモノが所有 (所有物) と定義されるのである。

2.2 私的所有と公的所有

イーリーは、誰がこの排他的権利を有するかで3つに区別した。第1に、様々な形態があるが、集団保有形態を基礎とするコモン・プロパティー (common property) である。イーリーはコモン・プロパティーが私的所有あるいは公的所有を生み出した歴史的意義を認めつつも、資本主義社会の発展が著しい20世紀の社会状況や法律構造には馴染まない形態とみなしていた (Ely, 1914, pp. 264-268)。第2に、私人が経済財の管理のための排他的権利を有している場合、それを私的所有 (private property) とした。第3に、政治的公共団体 (市町村や国など) が経済財の管理のための排他的権利を有している場合、それを公的所有 (public property) とした¹²⁾。

2.3 (私的) 所有の社会化

イーリーの生きた19世紀後半から20世紀初頭にかけて、アメリカは自由放任主義に基づいた経済活動を基礎とし続けた時代であり、社会改良主義者としてのイーリーはこの流れに抵抗しようとした¹³⁾。ただしイーリーは、私的所有権を否定していたわけではないし、私的所有権をすべて公的所有権に置き換えるべきだと主張したわけでもなかった¹⁴⁾。

イーリーは公的所有に期待をしていたとはいえ、私的所有と公的所有のどちらが優れているのかは、その状況に依存すると考えていた¹⁵⁾。社会目標からみて、私的所有の方がより社会を豊かにするのであれば私的所有を採用すればよく、もし公的所有の方がより豊かにするのであれば公的所有を採用すれば良いとした。

とはいえこの当時、私的所有が原則であった。そのためイーリーは何度も、社会目標に適合する限りで私的所有は成立し得るといい¹⁶⁾、社会目標から私的所有の内容が (強制的に) 制限される可能性についても論じた。これが、イーリーのいう所有の社会化 (socialization) である。

そしてこの所有の社会化を理解するためには、倫理を前提としたイーリーの経済学に触れる必要がある。テイラーが指摘したように、イーリーは制度を偏重していたわけではなく、制度を作り動かす人々の倫理的思考や態度も考慮に入れていた (Taylor, 1944, p. 135)。イーリーの倫理、経済学、法学を結びつけた発想は、次の一文から読み取ることができる。

「供給されたサービスや商品が社会的に望ましいとき、とくにそのような考えが明確に広く認識されたとき、商売やビジネス上に生じるモノのなかの私的所有は、もしそれが法律上許されていれば、倫理的にも許される。供給されたサービスや商品が有害であるとき、とくにそのような考えが明確に広く認識されたとき、それが法律上許されているか否かにかかわらず、商売やビジネス上に生じるモノのなかの私的所有は非難される」 (Ely, 1914, pp. 245-246. 強調表現は省略)。

もちろん社会的に有害な状態とは何かも簡単に決めることはできないけれども、モノやサービスが有害であれば、それが合法か否かにかかわらず社会的に許されず、それを支える私的所有も許されないというのが、イーリーの思考の独自性を示しているのではないだろうか。

2.4 私的所有への制限方法

イーリーは、公的所有への期待は抱いていたとはいえ、私的所有と公的所有の優劣はその状況に依存すると考えていた。とはいえ私的所有の影響力が強まるなか、イーリーは私的所有への制限手段を論じたのである。彼が取り上げた主な制限手段は、ポリス・パワー (police power) と土地収用権 (eminent domain) の2つであり、両者を財政的に支える制度が税金 (tax) であるとした。

まずイーリーはポリス・パワーを、公衆の健康や道徳、安全から人々の自由や所有権を制限する権力とみなした。ポリス・パワーは政府の支配権に関連するものであり、上からの命令を伴うものではあるが、政府は自由にポリス・パワーを行使できず、ポリス・パワーの行使は法の適正手続条項から制約される点も強調した。そのうえでイーリーがポリス・パワーの本質とみなしたのは、所有権の一部あるいは全部が政府に取り上げられその対価は支払われない点と、私的所有が制限されたことに対する費用負担者は元の権利保有者とされる、という2点であった (Ely and Wehrwein, 1940 [1964], pp. 106-111)。

その一方土地収用権とは、対価を支払う限りにおいて、政府が権利保有者の同意なくして土地を取り上げることができる権力とみなした。この土地収用権も、法の適正手続条項から制約される。イーリーはポリス・パワーと比して土地収用権の本質を3つみた。第1に、元の土地所有者は政府に権利を奪われるように見えるが、収用の対価が支払われているので、土地所有権の名義が私人から公的機関に移動するだけであるとした¹⁷⁾。第2に、第1の点と類似しているが、土地収用権行使に伴う様々な費用 (一部) は元の土地所有者の負担ではなく、政府の負担となる。第3に、土地収用権は伝家の宝刀であり、大半は通常の売買が実施されている (Ely and Wehrwein, 1940 [1964], pp. 109-111)。

そしてイーリーは税金を、ポリス・パワーや土地収用権といった制度改革のための財政基盤としてだけでなく、そういった制度改革の責任を社会全体に課す道具とみなしていた。いわく、「もしある個人が社会の間違いによって利益を得ていたら、彼は適正な手続きに基づき償う必要があり、もしそれが修正されるべきとしたら、税金を支うことでその間違いを償わなければならない。また、誰かの所有が公共の利益に基づき購入される時、彼はひとりの納税者として、社会の間違いゆえに所有者が失ったもののうち自らの分を負担しなければならない」 (Ely, 1914, p. 781)。

ここで重要なのは、イーリーは制度改革に伴う痛みは誰が負担すべきなのかという論点まで踏み込んで考えており、とくに私的所有を制限しようとするときに必ず問題になる補償問

制度派環境経済学者としてのリチャード・イーリー

題について、もし制度改革が社会的に正しければその金銭的痛みは社会全体が負担すべきと考えていた点である。

実はこの論点は、イーリーがどのように「既得権」(vested interests/vested rights) および制度改革の評価基準を考えていたかにつながる。彼は既得権について、*Property and Contract in Their Relations to the Distribution of Wealth, Vol. 1, 2*の補章のひとつとして書いた。しかしラダーが的確に指摘したように、イーリーの所有権観を理解するうえで、既得権の考え方は重要である (Rader, 1966, p. 198)。なぜなら既得権は制度改革を進めるために実務上考慮する必要があるというだけでなく、どのような制度改革なら社会的に正当化されるのかという根源的な問いになるからである。

まずイーリーは、既得権は慣習や契約、時効などから生じるとし (Ely, 1914, p. 757)、既得権を次のように定義した。「厳密に言えば、既得権 (*vested interest*) とは、直接的にも間接的にも、補償されなければ公的活動によって侵害され得ないと法律上認められた経済的利益のことである」 (Ely, 1914, p. 755. 強調表現は省略) と。

つまり既得権は法的保護対象であり、既得権を取り上げるのであれば、政府は少なくともその対価を支払う必要が生じる。そうすると、社会はどこまで既得権を認めるべきかが問われる。イーリーはこの点に明瞭な答えを用意していないが、既得権の範囲を過度に求めることは慎むべきと述べている。いずれにせよイーリーが既得権を分析したのは、制度改革に伴い補償されるべき利益と個々人が負担すべき利益との区別が、制度改革を論じるうえで重要と考えたからに他ならない。そして彼は、制度改革のための財源を税金という形で社会全体に求めた。既得権を取り上げることで社会が進歩するのであれば、その進歩の対価は社会全体で負担すべきと考えていたからである (Ely, 1914, pp. 778-791)。

3. 制度派環境経済学におけるイーリー所有権観の継承

3.1 コモンズの所有権観

イーリーの弟子であったジョン・コモンズは、法律と経済学との関係性に注目したのはイーリーの授業が最初であったと述べているように (Commons, 1934 [2005], p. 2)、イーリーの所有権観の核心部分はコモンズに引き継がれ、コモンズはイーリーの所有権観を基礎とした体系化を図ったといえるだろう¹⁸⁾。コモンズは、早逝の天才ともいべき現実主義的法律学者のウェスリー・ホーフエルトの権利観を援用し、権利あるいは所有権を定義しようとした (Hohfeld, 1913, 1917; Commons, 1924 [1995], 1934 [1990]; 高, 2004; 野田, 2011)。

まずイーリーの所有権観を継承し、コモンズは所有を社会的関係性のひとつとみなした。つまり、所有はモノと権利保有者、権利保有者と他者との関係性としたうえで、コモンズはさらなる体系化を図った (Dugger, 1980; Alexander, 1997, pp. 329-331; 野田, 2011)。

第 1 に、使用価値ではなく交換価値として所有をみた。ポリス・パワーで奪われるのは、モノではなくモノの交換価値である。他方、土地収用権の行使で保有者は代わるが、土地の交換価値に相当する対価—この決定が司法の問題—が支払われるので、元の土地所有者の経済的価値は減らないとした (Commons, 1924 [1995], pp. 16-17)。モノを所有したり渡したりすることは交換価値の移動であるとみなしたのはコモنزの独自性といえ、ポリス・パワーや土地収用権の捉え方はイーリーのそれと同じであるといえる。

第 2 に、「期待」(expectation) という概念を用いて、コモنزは所有における権利保有者と他者との関係性を説明しようとした。つまり、権利保有者が自らの権利を行使しようとするれば、他者の行動が制限されたり強制されたりする。この制限や強制が、ひとつ目の他者への期待である。期待ではあるが、それは法的な義務を伴う。もうひとつの期待は、他者から与えられ自らに開かれた可能性あるいは機会である。さらに、コモنزはイーリーと同様に、個人々を超えた政府がこれらの所有における期待を保護するとした (Commons, 1924 [1995], p. 25)。

第 3 に、コモنزは市場が発達するにつれて、権利保有者が他者からの行動を排除できるという所有の排他性の意味が変わってきたと指摘した。つまり、所有の排他性の目的は自らのためであったのが、他者を管理するために用いられるようになったというのである (Commons, 1924 [1995], pp. 52-55)。他者を積極的に管理する道具として所有を位置づけるのは、イーリーにはないコモنزの独自性といえよう。

第 4 に、ホーフエルト—コモنزの法的関係性 (コモنزの言葉では取引) の分析枠組みは、イーリーのそれよりも包括的で適用可能性が高い。まず、ホーフエルトがいう権利は請求権 (claim right) としたうえで、権利保有者と他者との法的関係性が 4 つに分類された。

一つ目は、権利—義務 (right-duty) である。主体 a はある制限のもとで土地を利用する権利を持ち、他者はその権利を侵害しないという義務を負う。権利はつねに義務を伴い、権利はつねに制約を伴う。つまり、主体 a は何をしても良いわけではないのである。

二つ目は、特権—無権利 (privilege-no right) である。これは、権利—義務で示すことのできない領域の存在を意味する。たとえば、主体 a がリングの木からリングをもぎ取る特権を有しているとしよう。彼は、リングをもぎ取ってももぎ取らなくとも良いという意味で特権を有している。このとき、別の主体 b は主体 a への法的権利を有していないという意味で無権利とされるが、主体 b が主体 a からの悪影響を我慢しなければならないことを意味しない。ここでの特権は、日本語としての特権の意味とは異なる。あくまで主体 a の特権と主体 b の無権利の意味は、両者が法的に関係づけられていないことを意味するにすぎない。したがって、主体 a は主体 b からの干渉 (たとえば主体 b がリングをもぎ取る) を法的に排除できないのである。

三つ目は、権限—責任 (power-liability) である。もし主体 a が主体 b に不利になるような

変化を押しつけることができれば、そのとき主体 a は権限を有しており、主体 b はその転換を受け入れざるを得ないという意味での責任を有していることになる。

最後は、免責—無能力 (immunity-disability) である。もし主体 b が主体 a への影響を与えることができなければ、そのとき主体 a は免責を有しており、主体 b は主体 a への変化を押しつけることができないという意味の無能力を有することになる。

コモンズはホーフエルトの法的関係性を用いながら、所有を含む経済活動の実態を分析しようとした。イーリーのコモンズへの影響力は間接的ではあったが、モノと権利保有者そして他者との三角関係として所有を捉えた点はイーリーのそれを継承したといえよう。

さらに、このような所有権観は現代の制度派環境経済学に受け継がれていった。たとえばブロムリーは、権利 (所有権) を次のように定義した。「権利とはある個人が集合体に対して便益を享受することを要求する地位 (capacity) のことである。(中略) 権利は私と権利の対象の関係というよりはむしろ、その対象物をめぐる私と他者との関係である。義務を付与し、個々人にその義務を課す社会制度が存在してはじめて、権利も存在し得る」(Bromley, 1991, p. 15) というように。

3.2 既得権への注目

イーリーが重視した既得権の問題は、制度派環境経済学のなかでも重視されている。つまり、既得権の問題は権利の保護ルールと取引費用に関連して、所得分配だけでなく効率性からも大きな問題として認識されている。

たとえば、権利保有者の同意なくして権利の名義は移転され得ないという「所有権法ルール」のもとでは、権利保有者は自らの利益にかなう限りで権利移転の交渉に参加すればよく、非権利保有者は権利保有者が納得する価格を提示できなければ権利を入手できない。この状況下では、非権利保有者が権利移転の取引費用の大半あるいはすべてを負担すると考えて良い。なぜなら、権利保有者は自らの取引費用を価格に上乗せして請求すれば良いからである。つまり所有権法ルールが採用されていれば、既得権としての権利保有者は非権利保有者に比して圧倒的に有利といえ、既得権は資源配分と所得再配分に大きな影響を与えるのである (Bromley, 1991; 野田, 2011)。

さらに福祉効果 (welfare effects) が認められる場合、権利の初期配分は資源配分に影響を与えることが知られている (Mishan, 1971; 岡, 2002; 野田, 2011)。福祉効果とは、自分が権利保有者のときに相手に要求する受取意思額と自分が非権利保有者のときに相手に支払う支払意思額とは異なる、つまり権利保有者か否かで資源配分の結果に影響を与える効果を指す。

たとえば所有権法ルールのもと、ビル業者が土地所有権を有しているのか、住民が土地所有権を有しているのかを想定する。前者であればビル業者は自由にビルを建設することがで

き、それは住民の同意を必要としない。そのため、住民は権利の全部あるいは一部を買い取らなければ、ビルの高さを制限することができない。後者であれば、ビル業者は住民を満足させるだけの価格で土地所有権を買い取る必要があり、それなくしてビルを建設することはできない。

まずビル業者が土地所有権を保有している状況においては、ビル業者は権利保有者であるために受取意思額曲線1に沿って行動する。住民は非権利保有者であることから支払意思額曲線2に沿って行動する。交渉の結果、受取意思額曲線1と支払意思額曲線2の交点が最適なビルの高さaになる。ところが住民が土地所有権を持っていれば、権利保有者の住民は受取意思額曲線3に沿って行動し、ビル業者は支払意思額曲線4に沿って行動する。交渉の結果、受取意思額曲線3と支払意思額曲線4の交点が最適なビルの高さbとなる。

ここで問題なのが、自らが権利保有者のときの受取意思額曲線と非権利保有者のときの支払意思額曲線とが一致するとは限らないという点にある（ビル業者にとっては受取意思額曲線1と支払意思額曲線4、住民にとっては受取意思額曲線3と支払意思額曲線2）。一般的に、自分が権利保有者のときは受取意思額を多く見積もり、権利非保有者のときは支払意思額を少なめに見積もるであろう。とすれば、両者は一致しないし、ビルの高さaとbも一致しない。これが福祉効果なのである。

イーリーは既得権に対する細かな分析枠組みを示さなかった。しかし、彼がなぜ既得権を重視したのかといえば、既得権が社会進歩あるいは制度改革の歩みに影響を与えると考えたからである。なぜなら、イーリーのいう既得権は補償されるべき権利であり、どこまで既得権を認めるかで社会が支払うべき費用も変化するからである。

制度派環境経済学において、既得権は保護ルールと取引費用の問題として定式化され、分析枠組みは精緻化した。ただ制度派環境経済学（とくにミシャン）にとって、既得権は補償されるべき保護されるべき対象というよりも、社会変革の壁という認識の方が強いように思われる。これは経済成長を支える権利構造が既得権として存続し続け、その制約のもと環境保全を進めざるを得ない社会状況を反映したからであろう。ただイーリーが問いかけた、既得権として誰を保護するのかという線引き問題は制度派環境経済学にとっても課題だといえる。

おわりに

これまで制度派環境経済学者としてのリチャード・イーリーの所有権観をみてきた。たしかに彼の分析枠組みは発展途上ではあるが、彼の社会についての観察力はヴェブレンやコンズにも引けをとらないといえる。今後はさらに研究を進め、制度派環境経済学者としてのイーリーの思想や理論の体系化を図っていきたい。

付記

本稿の成果の一部は、2012年度東京経済大学個人研究助成費（課題番号12-22）に基づいている。

注

- 1) Ely の邦訳としてイリ、イーリー、イーリーなどが与えられ、いまだ定訳はないようだ。本稿では、高（2004）にしたがってイーリーと表記する。
- 2) 制度派経済学についての文献は多い。さしあたり、Rutherford（2000a, 2000b, 2001）、Mercurio and Medema（1997）、田中（1993）、高（2004）、Hodgson（2004）などをあげておく。
- 3) より包括的に制度と環境保護を扱った教科書としては、Vatn（2005）がある。また、筆者とはやや異なりガバナンスから制度派環境経済学を論じたものとして、山下（2012）がある。
- 4) この頃、佐藤昌介（後の北海道帝国大学初代総長）などの日本人学生が、イーリーのもとに留学したことが知られている（Rader, 1966, p. 22；高，2004，39頁）。
- 5) アメリカ経済学会設立におけるイーリーの役割や思想については、高（2004，第1章）を参照した。高はこの学会設立を次のように意味づけた。「アメリカにおける新学派の台頭は、俗流化してお題目化した予定調和的な『自由放任主義』という伝統的な『古典的自由主義』から脱皮し、産業界の利益のために押し潰されかけていた労働者や農民の『自由』、つまりその『生命・財産・平等』を政府＝国家規制の導入によって積極的に作り上げようとした『新自由主義』の台頭に他ならず、20世紀的福祉国家制度への幕開けを告げる出来事であった」（高，2004，109頁）。
- 6) この研究所は、*The Journal of Land & Public Utility Economics* を発行してきた。この雑誌は *Land Economics* と名前を代えたが、いまでもウイスクンシン大学から発行されている。
- 7) *Property and Contract in Their Relations to The Distribution of Wealth, Vol. 1, 2* はその分量だけでなく、膨大な判例が利用されている点に特徴がある。判例は所有権や契約についての考え方がどのように変化してきたのかを読み解く資料として、あるいはイーリーの思考の根拠として利用されている。本書の内容は1899年までには授業で利用され、経済学者や法学者に草稿を送ってチェックを受けた結果、その一人のオリバー・ウェンデル・ホームズ・ジュニア判事（Justice Oliver Wendell Holmes, Jr.）が様々な判例をイーリーに送ったといわれている（Rader 1966, pp. 196-197）。
- 8) この property はイーリーの理論を知るうえで重要である。しかし、財産（あるいは所有物）や行為としての所有というように、この意味は文脈によって変化している。邦訳するときも、できるだけ適切な用語を選ぶように努めた。
- 9) イーリーは、弟子のコモンズが1893年の著作で権利の束について言及していると指摘した（Kiekhofer et al., 1932, p. 115）。実際、コモンズはこの著作において権利を分析したうえで、所有を次のように定義した。いわく、「それゆえに、所有は単独の絶対的権利ではなく権利の束（bundle of rights）である。所有を構成する様々な権利は個人や社会に分配されるだろう—公共であったり私的であったり、明確なものであったり不明確なものであったり。この違いをもっともよく示す言葉は、部分所有権と完全所有権である」（Commons, 1893 [1963], p. 92）。イーリーとコモンズのどちらが先に、権利の束という捉え方を採用したのかは判然としないが、

- 両者はともに権利の束という概念を採用し、権利の社会性と権利を要素に分解する視点をもったのは興味深い。
- 10) 後にイーリーは、制度派経済学についてのラウンド・テーブルの席上、クニースによる影響に言及した。「私は、クニースが連続的に変革し、それゆえに富の分配に影響を与える制度とみなした所有の議論についてとくに言及したい」(Kiekhofers et al., 1932, p. 115)。
 - 11) これはコモンズ論におけるオープン・アクセス (open access) と同じ意味であろう。イーリーは、「オープン・アクセスの悲劇」を回避するための私的所有の可能性について論じている (Ely, 1914, pp. 361-387; Stevenson, 1991, p. 29)。
 - 12) ただし、イーリーは資源保護問題を分析した結果、資源保護の進展は必然的に公的所有をより求め、それはより良い政府を求めることになる」と述べたのは興味深い (Ely et al., 1917, p. 46)。
 - 13) アメリカ社会経済の歴史については、さしあたり秋元・管 (2003) を参照。
 - 14) 「私的所有権は所有の社会理論 (*social theory of property*) に基づいてのみ正当化される、すなわち私的所有権は社会目的のためにつくられ維持される。国家は私的所有権のもとで最大の幸福を得ると信じられているので、この理論からすれば農地は私的所有として維持されている。私有地から公有地への変更が社会的厚生をより良くするときはいつでも、国家はこの変化を行う権力を持つ。国家はまた、土地に関する個人の権利を弱める権力も持っている」(Ely and Wehrwein, 1940 1964), p. 104. 強調表現は省略)。
 - 15) 「モノの種類や経済財の種類を調べることなく、所有対象それ自体が良いモノか悪いモノかをいうことはできない。われわれは自由財と経済財を区別しなければならない。そしてわれわれが公的所有や私的所有を扱うとき、無条件にどちらが良いのか悪いのかをいうことはできない。もし無条件に公的所有が良いというなら、ただちに社会主義になる。もしわれわれが無条件に私的所有が良いというなら、世界の全所有物を私人に譲るべきである。所有のない政府は現実的にはあり得ないとはいえそうだ。所有は権力であり、政府が自身の所有物を所有することなくして現実の人民政府が成立し得るとは疑わしい」(Ely, 1914, p. 335. 強調表現は省略)。
 - 16) たとえば、「私的所有は社会目的のためにつくられ維持される」(Ely, 1914, p. 165. 強調表現は省略) と。
 - 17) イーリーは別の箇所でも、同様の点を指摘している。「収用 (expropriation) は所有のひとつの形式から別の形式への代替を意味する、といえるだろう。収用とは、所有の廃止という考え方もなく個々人の所有を減らすという考え方もなく、個々人の所有という形式における強制的な変化という考え方につながる」(Ely, 1914, p. 510)。
 - 18) 本節の一部は、野田 (2011) に負っている。詳細については拙著を参照されたい。ホーフエルド・コモンズ流所有権観を継承し発展させたのが、*Land Economics* の編集長のダニエル・ブルムリーである (Bromley, 1991, 2006)。

参考文献

- Alexander, Gregory S. (1997), *Commodity and Property: Competing Visions of Property in American Legal Thought, 1776-1970*, The University of Chicago Press.
- Bromley, Daniel W. (1991), *Environment and Economy: Property Rights and Public Policy*, Blackwell.
- Bromley, Daniel W. (2006), *Sufficient Reason: Volitional Pragmatism and the Meaning of Economic*

- Institutions*, Princeton University Press.
- Commons, John R. (1924 [1995]), *Legal Foundations of Capitalism* (With a New Introduction by Jeff E. Biddle and Warren J. Samuels), Transaction Publishers.
- Commons, John R. (1934 [1990]), *Institutional Economics: Its Place in Political Economy Vol. 1, 2* (With a New Introduction by Malcolm Rutherford), Transaction Publishers.
- Dugger, William M. (1980), "Property Rights, Law, and John R. Commons", *Review of Social Economy*, 38 (1), pp. 41-53.
- Ely, Richard T. (1914), *Property and Contract in Their Relations to the Distribution of Wealth, Vol. 1, 2*, The Macmillan Company (The Cornell University Library Digital Collections).
- Ely, Richard T. (1938), *Ground under Our Feet: An Autobiography*, The Macmillan Company.
- Ely, Richard T., Ralph H. Hess, Charles K. Leoth, Thomas Nixon Carver (1917), *The Foundations of National Prosperity: Studies in the Conservation of Permanent National Resources*, The Macmillan Company.
- Ely, Richard T. and George S. Wehrwein (1940 [1964]), *Land Economics*, The University of Wisconsin Press.
- Hodgson, Geoffrey M. (2004), *The Evolution of Institutional Economics: Agency, Structure and Darwinism in American Institutionalism*, Routledge.
- Hohfeld, Wesley Newcomb. (1913), "Some Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning", *The Yale Law Journal*, 23 (1), pp. 16-59.
- Hohfeld, Wesley Newcomb. (1917), "Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning", *The Yale Law Journal*, 26 (8), pp. 710-770.
- Mercuro, Nicholas. and Steven G. Medema (1997), *Economics and the Law: From Posner to Post-Modernism*, Princeton University Press.
- Mishan, Ezra J. (1971), "The Postwar Literature on Externalities: An Interpretative Essay", *The Journal of Economic Literature*, 9 (1), pp. 1-28 (岡敏弘訳 (1994), 「外部性に関する戦後の文献」, 松浦好治編訳 『「法と経済学」の原点』 木鐸社所収, 171-227 頁).
- Rader, Benjamin G. (1966), *The Academic Mind and Reform: The Influence of Richard T. Ely in American Life*, University of Kentucky Press.
- Rutherford, Malcolm. (2000a), "Understanding Institutional Economics: 1918-1929", *Journal of the History of Economic Thought*, 22 (3), pp. 277-308.
- Rutherford, Malcolm. (2000b), "Institutionalism between the Wars", *Journal of Economic Issues*, 34 (2), pp. 291-303.
- Rutherford, Malcolm. (2001), "Institutional Economics: Then and Now", *Journal of Economic Perspective*, 15 (3), pp. 173-194.
- Smith, Gerald Alonzo. (1982), "Natural Resource Economic Theory of the First Conservation Movement (1895-1927)", *History of Political Economy*, 14 (4), pp. 483-495.
- Stevenson, Glenn G. (1991), *Common Property Economics: A General Theory and Land Use Applications*, Cambridge University Press.
- Taylor, Henry C. (1944), "Richard Theodore Ely: April 13, 1854-October 4, 1943", *The Economic Journal*, 54 (213), pp. 132-138.

- Vatn, Arild. (2005), *Institutions and the Environment*, Edward Elgar.
- W. H. Kiekhofer, John Maurice Clark, Paul T. Homan, Hugh M. Fletcher, Max J. Wasserman, Willard E., Atkins, Francis D. Tyson, William W. Hewett and Richard T. Ely (1932), "Institutional Economics", *American Economic Review*, 22 (1), pp. 105-116.
- Weiss, Marc A. (1989), "Richard T. Ely and the Contribution of Economics Research to National Housing Policy, 1920-1940", *Urban Studies*, 26 (1), pp. 115-126.
- Weiss, Marc A. (2000), "James A. Graaskamp, Richard T. Ely, and the Tradition of Real Estate and Urban Land Economics at the University of Wisconsin", in James R. DeLisle and Elaine M. Worzala eds., *Essays in Honor of James A. Graaskamp: Ten Years After*, Research Issues in Real Estate Vol. 6, pp. 323-339.
- Woodbury, Coleman. (1949), "Richard T. Ely and the Beginnings of Research in Urban Land and Housing Economics", *Land Economics*, 25 (1), pp. 55-66.
- 秋元英一・管英輝著 (2003), 『アメリカ20世紀史』東京大学出版会。
- 岡敏弘 (2002), 「第4章 外部負経済論」(佐和隆光・植田和弘編『環境の経済理論』(岩波講座 環境経済・政策学 第1巻)岩波書店, 所収), 95-122頁。
- 小原敬士 (1950), 「リチャード・イリ」『社会経済史学』16 (2), 74-103頁。
- 高哲男著 (2004), 『現代アメリカ経済思想の起源：プラグマティズムと制度経済学』名古屋大学出版会。
- 田中敏弘著 (1993), 『アメリカ経済学史研究—新古典派と制度学派を中心に—』晃洋書房。
- 野田浩二著 (2011), 『緑の水利権：制度派環境経済学からみた水政策改革』武蔵野大学出版会。
- 山下英俊 (2012), 「環境ガバナンスの経済理論—制度派環境経済学の可能性」『環境と公害』第41巻第2号, 2-7頁。